

令和5年1月17日

関係各位

一般社団法人新潟県高圧ガス保安協会  
会長 香坂昌信

**高圧ガス消費設備の適切な点検実施について（お知らせ）**

日頃より、当協会の事業運営にご協力頂き感謝申し上げます。

この度、標記のことについて、令和5年1月12日付けで新潟県防災局消防課長から別紙のとおり周知依頼がありましたのでお知らせします。

令和 5 年 1 月 12 日

一般社団法人新潟県高圧ガス保安協会長 様

新潟県防災局消防課長

高圧ガス消費設備の適切な点検実施の周知について（依頼）

日ごろ、新潟県の高圧ガス保安行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室から下記のとおり、注意喚起のメールの送付がありました。

つきましては、医療用酸素容器を扱う者を含め、高圧ガス消費設備を取り扱う貴会員に対し、この事故の情報を周知くださるようお願いいたします。

記

・経済産業省からのメール抜粋

件名 高圧ガス消費設備の適切な点検実施について（注意喚起）

各都道府県・指定都市高圧ガス保安担当  
産業保安監督部高圧ガス保安担当 各位

平素より、大変お世話になっております。

高圧ガス保安行政につきまして、日頃より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、下記のとおり、高圧ガス消費設備の適切な点検実施について、参考情報として注意喚起させていただきます。

医療用酸素容器を扱う関係者を含め、高圧ガス消費設備を取り扱う者に対し、注意喚起いただきますようお願いいたします。

なお、本件高圧ガス事故ではございませんので、当省HPには掲載致しま

せん。

**【高圧ガス消費設備の適切な点検実施について（注意喚起）】**

令和4年8月24日（水）、病院で患者に使用されている医療用酸素容器について、主容器の酸素残量が無くなり予備容器に切替えられたものの、予備容器の元弁が閉止していたことにより、患者への酸素供給が途絶え、患者1名が死亡、2名が重傷となる被害が発生しました。

事故前日に、ガス会社が当該予備容器を交換した際、液取出し弁と放出弁にフレキシブルホースを接続し、配管元弁は開放したが、予備容器の液取出し弁と放出弁自体を開放しておらず、また、容器交換後に点検等を実施したものの、当該容器が「閉」状態となっているにも係わらず、「開」と表示するとともに、異常が無い旨日常点検表に記入していたものです。

高圧ガスの消費については、消費設備の使用開始時・使用終了時の消費施設の異常の有無の点検、一日一回以上の消費設備の作動状況の点検を適切に実施し、異常があるときは、危険を防止する措置を講じることが必要です。また、医療ガスの場合、別紙参考のように適切な安全管理が求められているところです。

引き続き、高圧ガスの消費について、消費設備の適切な点検等にご注意の上、安全に実施いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（参考）

発行元：横浜市健康福祉局医療安全課及び横浜市消防局保安課  
「医療ガスの安全管理、できていますか？」（添付 PDF）

担当： 高圧ガス保安係  
係長 町田

電話： 025-282-1666

Mail： ngt130020@pref.niigata.lg.jp

# 医療ガスの安全管理、できていますか？

※**病院管理者**には医療の安全を確保するための措置を講じることが義務付けられています。  
業務を**委託**した場合も、**履行確認**を確実に行ってください。

## 【問題点 1】

医療ガス設備の**保守点検を業者任せ**にしていたため、予備の酸素ボンベのバルブが閉じたままであることに気づかずにいた。

### Point !

保守点検業務の作業責任は委託業者にありますが、患者の**安全管理等の責任は病院**にあります。保守点検やボンベの交換作業後に、酸素供給が正常にされる状態になっているか、**病院の職員による履行確認を確実に**行ってください。

### Point !

履行確認については、メーターやバルブの状態など、何をどのように確認すればよいか、**事前に委託業者と協議し確認項目**などを定めてください。

実施責任者は、医療ガスに関する専門知識と技術を有する者(特定高圧ガス取扱主任者等)から選任してください

<具体例>

- ・ガスボンベの開放状態の確認方法 ex)ボンベの圧力とマニホールドの容器圧力の比較
- ・点検実務者及び受託業者の相互で立会の確認ができるチェック表の作成 など

## 【問題点 2-1】

実施責任者の**役割や業務内容が不明確**で、勤務日に日常点検のみ行っていた。

### Point !

医療ガス安全管理委員会を設置し、医療ガス設備の保守点検業務の施工監理を行う**実施責任者を定めるとともに役割や業務内容は明確に**しましょう！

## 【問題点 2-2】

実施責任者のみで点検等を行っていたため、**実施責任者の勤務日(平日)に実施可能な日常点検のみ**実施していた。

### Point !

各点検の点検内容を具体的にし、日常点検は土日祝日も含めて1日1回以上実施！  
また、日常的な点検作業を担う**点検実務者**を設けるなど、点検漏れを防止しながら、結果を**実施責任者に報告**しましょう。

- ・マニュアルや点検表等、点検時のやるべき項目を明確化、共通認識とし、点検作業を実施してください。
- ・すべての点検実務者に対して実務研修を行ってください。

黄色の吹き出し・・・通知に基づく項目  
水色の吹き出し・・・助言のため御検討ください

### 【問題点 3】

マニホールド室内の酸素ボンベ容量低下より警報が発出されていたが、予備ボンベから自動的に供給されるとの認識から、マニホールド室やアウトレットからの酸素供給の状況確認をしていなかった。

#### Point !

警報音が発出された場合、復旧作業が終了するまでは、アウトレットから患者への酸素供給状態の確認を行い、患者の安全確保をしてください。

酸素供給が途絶した場合の対応について、業者を交えて検討し具体的なマニュアルを作成するなど病院全体で対応方法を決めておきましょう。

#### <具体例>

- ・警報後は、巡回時に酸素の供給が途絶していないかアウトレットを確認し患者の安全確保
- ・マニホールド室の確認や、業者や実施責任者への連絡手順 など

### 【問題点 4】

医療ガスに係る研修が定期的に行われていなかった。

#### Point !

医療ガスに係る安全管理のための研修は、年1回程度定期的開催するとともに、安全管理の基本的な考え方と事故防止の具体的方策についての周知、安全に対する認識、正確に業務を遂行する技能、そして、医療チームの一員としての意識向上が目的です。

#### ～取り扱うべき研修内容～

- ・医療ガスに関する構造設備の整備状況、使用する医療ガスの種類、性質及び用途
- ・医療ガスに係る事故、ヒヤリハット事例及びその防止策
- ・医療ガスに係る事故、ヒヤリハット事例が発生した場合の対応
- ・安全に業務を遂行するための留意事項※

※令和2年8月17日医政発0817第6号「医療ガスの安全管理について」別添4「医療ガスに係る安全管理のための職員研修指針」を参照してください。

令和2年8月17日医政発0817第6号  
「医療ガスの安全管理について」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/anzenshien/tsuchi-renraku/imu-jouhou/imu2020.files/0817.06.pdf>



「医療ガスの安全管理について」に関する  
Q&A(第5版)について

<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1128>

